

議第33号

三島市部設置条例の一部を改正する条例案

三島市部設置条例（昭和48年三島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中

「(2) 公有財産の取得、管理及び処分に関すること。

(3) 契約に関すること。

(4) 税務に関すること。

(5) 工事検査に関すること。」

を

「(2) 契約に関すること。

(3) 工事検査に関すること。

(4) 公共建築物の保全その他の公有財産の取得、管理及び処分に関すること。

(5) 税務に関すること。」

に、

「(3) 建築及び住宅に関すること。」を

「(3) 建築物（公共建築物を除く。）及び住宅に関すること。」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月16日提出

三島市長 豊岡 武士